

令和 8 年度第 1 回バリアフリー吹田市民会議 議事録

日 時: 令和 8 年 9 月 2 日 (水曜日) 午後 2 時から午後 3 時まで

場 所: 吹田市役所 災害対策本部会議室

出 席 者: 【バリアフリー吹田市民会議委員】

栗田委員、森委員、宇都委員、大江委員、近藤委員、西岡委員、波那本委員、
船木委員、渡部委員

【説明部署】

(1) 子育て政策室: 岸川主幹、原田主査

高齢福祉室 : 高島主幹、柴原主査、岩尾係員

資産経営室 : 清木主査、石井係員

(2) 文化財保護課: 關課長、中川主幹、立岡主査、三宅主任

建築研究協会: 辻 (監理委託事業者)

【事務局】

障がい福祉室: 吉村室長、平井 (倫) 参事、三枝主幹、星野主任

会議次第: 1 開会

委員・市職員紹介、会長・副会長指名

2 案件説明・討論

(1) 吹田市立南吹田児童センター及び吹田市吹南地区高齢者いこいの間大規模改修工事の概要について

(2) 旧西尾家住宅 (吹田文化創造交流館) バリアフリースイレ整備工事について

【案件 (1) 吹田市立南吹田児童センター及び吹田市吹南地区高齢者いこいの間大規模改修工事の概要について】

委 員: 2階に上がるための手段が階段のみで、車いす利用者向けの階段昇降機を使用することですが、2階にある部屋のうち、集会室はどのような用途で使う部屋でしょうか。

担当所管: 普段は卓球台を設置しており、主として児童が遊ぶ部屋になっています。基本的には、児童センターの利用対象者である乳幼児から中学生までが利用する部屋です。また、地域への専用使用という貸室のような事業も行っており、児童の健全育成に関する取組を実施する場合は使用することができるものとなっています。

委 員: 配慮を必要とする児童や保護者が昇降機を利用する際、どのように車いすを2階に運ぶのでしょうか。

担当所管: 本児童センターで導入している階段昇降機は、可搬型階段昇降機という階段に固定する工事が不要なタイプです。階段昇降機に備え付けの車いすがありますので、2階では備え

付けの車いすを昇降機から取り外して御利用いただけます。

委員：バリアフリートイレについて、オストメイト設備は整備しないのでしょうか。

担当所管：児童センター2階のバリアフリートイレにはオストメイト設備を整備する予定としています。

委員：1階のバリアフリートイレには設置しないのでしょうか。

担当所管：はい、1階のバリアフリートイレへの設置は予定していません。

委員：バリアフリートイレの入り口は引き戸にするとのことですが、配慮が必要な方でも簡単に開閉できる設計となっているのでしょうか。

担当所管：これから設計を進めていくにあたって調整していくものではありませんが、例えば車いすに乗っている方でも、あまり力を使わずに開閉できるようなものとなるよう、調整しようと考えています。

委員：車いすを利用する児童は、常に保護者と一緒にトイレに入るわけではなく、お一人で入るときもあると思いますので、なるべく開けやすいものでよろしくお願いします。

委員：ただいま委員から引き戸に関する御意見がありましたが、他の施設で、開閉はスムーズだが、ストッパーが備え付けられておらず、開いた扉が勝手に戻ってきってしまう仕様のものを拝見したことがあります。車いす利用の方が出入りする際に非常に不自由になるので、必ずストッパーが効くようなタイプの引き戸を採用していただくようお願いします。

委員：高齢者いこいの間について、和室2室を洋室1室にするということですが、現状はどのように使われているのでしょうか。

担当所管：和室には入口が2つありますが、2室の境界に仕切りは設置されておらず、机が跨って設置されているような現状です。利用者の方へ確認する中でも、2室を分けて使うようなことはないとお聞きしており、洋室化に伴って1室にするという改修案とさせていただいています。

委員：高齢者にとって和室では使いづらい場面があるので、洋室にさせていただくのは非常にありがたいです。高齢者いこいの間は約30地区に設置されていたと思いますが、現在、和室のままの地区はどの程度ありますか。

担当所管：厳密な数までは持ち合わせていませんが、全35地区にある高齢者いこいの間について、老朽化に伴う改修を順次実施しているところで、改修の際には洋室化を進めているところです。

委員：やはり洋室でいすや机を使って活動する方が使いやすいと思います。費用もかかるので大変だとは思いますが、できるだけ早く洋室化を進めていただくようお願いしたいと思います。

委員：先ほど御質問のあったバリアフリートイレのオストメイト設備について、正式なもののサイズは大きいですが、便座につけられるような簡易なものがありますので、検討していただければと思います。

また、階段昇降機について、施設が用意した車いすを2階で使っていただくということでしょうか。

担当所管:そのとおりです。

委員:その車いすは何台か用意されているのでしょうか。

担当所管:現状は1台用意しています。

委員:複数の利用者が来られた場合は対応できないということでしょうか。

担当所管:はい、複数の方が同時には利用できない状況です。

委員:複数の車いす利用についても検討していただければと思います。

委員:ただいま委員から車いす利用者に関する御意見がありました。私は利用者が所有する車いすを2階に運ぶという認識でしたが、そうではないということでしょうか。

担当所管:はい。階段昇降機に着脱できる車いすは施設が用意しており、その車いすに乗ったまま1階から2階へ上がっていただき、階段昇降機から車いすを取り外して2階で御利用いただきます。

委員:例えば、医療的ケア児の中には人工呼吸器をつけた車いすでなければ利用が難しいと思いますが、そのような場合はどのように対応するのでしょうか。

担当所管:児童センターの開館時間中は、児童厚生員という職員を配置しています。例えば、2階の本や玩具を1階で使っていただけるよう、児童の遊びを支援することで、使用が制限されないように対応していきたいと考えています。

委員:他の児童が集まる2階がいいと思う利用者もいると思います。公共の施設ですので、区別や差別にならないようお願いします。

委員:児童センターの入り口までにあるスロープはどれくらいの傾斜があるのでしょうか。

担当所管:勾配は12分の1となっています。

事務局:12cm進むと1cm高くなるもので、約4.8度の傾斜がついている状態です。

委員:高齢者いこいの間の玄関ですが、9cmの段差があるということでしょうか。

担当所管:そのとおりです。

委員:この段差について、玄関から部屋に入るまでの移動の対応はどのように考えていますか。

担当所管:今回実施する大規模改修は、建物の構造を大きく変えないものとなっており、構造上、段差の改修が困難であるため、段差が残ったものとなっています。玄関から部屋に入る際の対応としましては、建物設備とは別に、備品で簡易なスロープを購入しようと考えており、車いす利用者の方にはそのスロープを使って移動していただく想定です。

委員:子どもや高齢者で、耳が聞こえない方の利用はあるのでしょうか。

担当所管:耳が聞こえない方の利用実績があるかどうかは、ただいま持ち合わせておりません。

委員:もし耳が聞こえない方が利用する場合、例えば、災害が起こった際や玄関でインターホンが押された際には、ランプで知らせるといった視覚的に把握できる工夫を考えていただけると嬉しいです。

委員:聴覚障がい者の方への対応として、現状、採用されているものがあれば教えていただけますでしょうか。

担当所管:現状は、コミュニケーションボードを児童センター各館に設置しており、耳が不自由な方と

もコミュニケーションが取れるような対応をしています。

委員：災害発生時のことも考えないといけないかなと思ったので、よろしくお願いします。

委員：先ほど御意見があったようなソフト面でのバリアフリー対応について、視覚障がい者の方へは何か対応をされてますでしょうか。

委員：児童センターや高齢者いこいの間を利用される視覚障がい当事者を把握していないので、正しい情報かどうかはわかりませんが、視覚障がい者の方が単独で施設を利用される場面は少なく、家族やお友達、ヘルパーさんと利用することが多いと思います。また、弱視の方であれば、担当所管から示されているバリアフリー設備で十分利用は可能だと思います。ヘルパー制度は、障がいのある児童も利用できるものになっているので、施設を利用する上での心配はないかと思っています。

委員：貴重な御意見ありがとうございます。現状、点字により諸室の表示やトイレの場所の表示などはされていますでしょうか。

担当所管：高齢者いこいの間については、現状そのような表示はできておりません。

担当所管：児童センターについては、受付までに点字ブロックを設置しています。今回の大規模改修では、トイレの点字案内板を設置する予定です。

委員：今までできていなかったことを整備する良い機会だと思いますので、現在、対象者がいないということを前提に進めるのではなく、全ての利用者が使いやすいことを前提に進めていただきたいと思います。

委員：児童センターの入り口の下足箱と書かれた場所がＬ字型になっていますが、ここはスロープになるのでしょうか。それとも段差があるのでしょうか。

担当所管：改修後はホールと玄関の床の高さは同じになりますので、図面上、区切りがあるように見えますが段差はありません。

委員：段差がないことはバリアフリーの観点では良い方向だと思いますが、フラットになっていることで、下靴のまま入ってしまう児童がいないかを心配しています。靴を脱ぐ仕様だということがわかるように表示の工夫をしていただけるとありがたいと思います。

委員：高齢者いこいの間の改修内容に、「可能な限り車いすに配慮したトイレに更新、トイレと部屋の段差を可能な範囲で解消」とありますが、可能な範囲について、具体的に記載していただいた方がわかりやすいです。

担当所管：具体的な改修内容としましては、車いす利用者も御利用いただけるよう 150cm の内接円を確保させていただくものです。もう少し広い方が使いやすいであろうということで、「可能な限り」と表現させていただきました。

委員：バリアフリー法では、最低基準が 180cm ではないでしょうか。それとも福祉のまちづくり条例を適用したものでしょうか。

委員：バリアフリー法、福祉のまちづくり条例ともに内接円は 150cm が最低基準となっており、誘導基準では、180cm となっています。

【案件(2)旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)バリアフリートイレ整備工事について】

委員:多目的、多機能トイレについて、国交省では「バリアフリートイレ」という呼称への一本化を推奨されていますので、お伝えします。トイレ入口の扉はどのような形で考えていますか。自動扉でしょうか。力が入らない人もいるため、開きやすい引き戸や、扉を開けたら止まるようなストッパーをつけてほしいです。

担当所管:現在検討しています多目的トイレの扉につきまして、引き戸スライド式のできるだけ軽いものを考えております。

委員:今ちょうどそのトイレの扉のことが出ましたので、屋外のトイレという認識でいいでしょうか。下に溝のあるタイプじゃなくて吊り扉みたいな形はできないんですかね。屋外だったら土や砂利・枯葉などがたまって、引き戸がうまく動かないというケースが出るかと思います。このあたりどのような形でしょうか。

担当所管:トイレは屋外にあります。また、現在、吊り扉の形式を検討しています。

委員:多目的トイレの中の大きさ、回転軸はどれぐらいを考えていますでしょうか。

担当所管:多目的トイレは1.5mの回転軸を検討しています。

委員:新築の適合基準は1.5mで適合しています。ただし、可能であれば1.8mに広げようという考えが広がっています。

担当所管:構造上の問題で、消火ポンプ室やキュービクルが隣接しています。一度検討いたします。

委員:公共施設の場合、トイレに音声ガイドがあることで、視覚障がいの方が助かるという意見も聞きますが、このあたりいかがでしょうか。

委員:この施設自体がどういうところかイメージができていませんが、ガイドヘルパーさんと一緒に見学する人の方が多いと思います。駅構内であれば、音声案内があったり、触地図なんかもあります。実際はガイドヘルパーさんにトイレ内はどのような構造か説明してもらってはいることも多いかと思います。警告ブロックや誘導ブロックはありがたいですが、音声案内もあると助かります。

担当所管:貴重な御意見ありがとうございます。障がいをお持ちの方が見学される際には、どのような形での見学がよいかを職員と相談して、御案内しています。ハード面だけではなくそういったソフト面での対応も、一緒にさせていただき、見学していただきやすい施設を目指していきたいと思っております。

委員:入り口は階段になりますか、車いすでも入れますか。

担当所管:今回の案件の範囲外になりますが、正面玄関については、石を引き詰めた形状で、車いすでも入ることができます。

委員:男性トイレ、女性トイレの手洗い場について、車いすに乗ったまま手を洗うことはできますか。

担当所管:車いすに乗ったまま、膝が入る形で手を洗うことができる設計を検討します。

委員:男性トイレの手洗いスペースの横の扉はどのようなスペースですか。男性側の手洗い場が一つしかないの、二つ作ることはできないのでしょうか。

担当所管:そのスペースは掃除用具入れを想定しています。スペースに制限がありますが、国交省から男女トイレの便器の数について基準が出たので、それに沿って便器を3つずつとしまし

た。スペースに限りがあり、その中ですべてを満たすのは難しいですが、今後検討いたします。トイレはここだけでなく、主屋への設置も検討いたします。

委員：浜屋敷のバリアフリートイレは床がセメントであるが、西尾家はどのようなタイプでしょうか。

担当所管：タイル張りで検討しています。

委員：トイレの日常清掃は水を使いますか。学校ではトイレを洋式化した際に、水を使わない清掃へ移行していると聞いています。

担当所管：庭の土も流すことを考えて、水で流せるほうが良いと考えています。

委員：照明のことについての希望です。弱視者は、外から部屋の中に入ったとき、暗いところに目が慣れるまで時間がかかります。また、センサー式などでは後から照明がついて困ることがあります。そのあたり御配慮いただきたいです。

担当所管：センサー式は考えていません。明治時代の建物で、段差など危ないところもありますので、障がいのある方の見学に際しては、職員がついて案内することになろうかと思えます。皆様に安心して御見学いただけるような工夫を検討していきます。

委員：京都や奈良の神社仏閣など歴史的な建造物も同じですが、古い建物全体をバリアフリー化するのは難しいかと思えます。文化財だからこそ普通の公共施設とは同じように行かないことは理解しております。バリアフリー化できないところは、先に話がいったように、職員の方による対応などでカバーしてもらいたいです。せっかく市内に貴重な建物があるので、全ての方に障壁がないような対応を希望します。

委員：これまでの障がい者の見学実績はありますか。

担当所管：保存修理工事が始まって以降は 1 名の方が来館されました。御本人と介助者の方と相談した上で見学いただいています。

以上